

議案第 1 3 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第5」を「別表第7」に改める。

第5条中「市長」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。次条において同じ。）」を加える。

別表第4の2から別表4の4の3までを次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準		増改築基準		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能	その他の場合

		評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅		6,700円	17,200円	50,600円	10,100円	75,900円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	12,700円	23,800円	4,000円	35,700円
住宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	10,200円	19,000円	3,600円	28,600円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,700円	15,000円	2,000円	22,600円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	6,600円	13,500円	1,900円	20,200円
	総戸数が50戸を	1,100円	5,000円	11,600円	1,600円	17,400円

超え100戸以下のもの					
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,600円	10,700円	1,300円	16,100円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	4,200円	10,200円	1,100円	15,300円
総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,800円	9,400円	900円	14,100円

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に	その他の場合

		関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	評価書の交付を受けたものである場合		関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅		6,700円	10,500円	43,800円	10,100円	65,800円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円	4,000円	32,400円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	8,500円	17,400円	3,600円	26,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	6,300円	13,700円	2,000円	20,600円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	5,700円	12,600円	1,900円	18,900円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	4,500円	11,000円	1,600円	16,500円
	総戸数が	900円	4,100円	10,200円	1,300円	15,300円

100戸 を超え2 00戸以 下のもの					
総戸数が 200戸 を超え3 00戸以 下のもの	700円	3,700円	9,700円	1,100円	14,600円
総戸数が 300戸 を超える もの	600円	3,300円	8,900円	900円	13,400円

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
申請に係 る長期優 良住宅建 築等計画 が、住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 により長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第6条 第1項第 1号から 第4号ま	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 した住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 6条第1 項に規定 する設計 住宅性能 評価書の 交付を受 けたもの である場 合	その他の 場合	申請に係 る長期優 良住宅建 築等計画 が、住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 により長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第6条 第1項第 1号から 第4号ま	その他の 場合	

		でに掲げ る基準に 適合して いると認 められた ものであ る場合			でに掲げ る基準に 適合して いると認 められた ものであ る場合	
一戸建ての住宅		6,700円	12,000円	28,600円	10,100円	43,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	7,700円	13,200円	4,000円	19,900円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	6,300円	10,700円	3,600円	16,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	4,500円	8,200円	2,000円	12,300円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,900円	7,400円	1,900円	11,100円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	3,000円	6,300円	1,600円	9,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,700円	5,800円	1,300円	8,700円
	総戸数が200戸	700円	2,400円	5,400円	1,100円	8,200円

を 超 え 3 0 0 戸 以 下 の も の						
総 戸 数 が 3 0 0 戸 を 超 え る も の	6 0 0 円	2, 2 0 0 円	5, 0 0 0 円	9 0 0 円	7, 5 0 0 円	

4 の 2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定  
申請手数料

区分	1 戸 当 た り の 手 数 料 の 金 額				
	新 築 基 準			増 改 築 基 準	
申請に係 る長期優 良住宅建 築等計画 が、住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 により長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第6条 第1項第 1号から 第3号ま で及び第 5号に掲 げる基準 に適合し ていると	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 した住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 6条第1 項に規定 する設計 住宅性能 評価書を受 けたもの である場 合	その他の 場合	申請に係 る長期優 良住宅建 築等計画 が、住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 により長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第6条 第1項第 1号から 第3号ま で及び第 5号に掲 げる基準 に適合し ていると	その他の 場合	申請に係 る長期優 良住宅建 築等計画 が、住宅 の品質確 保の促進 等に関す る法律第 5条第1 項に規定 する登録 住宅性能 評価機関 により長 期優良住 宅の普及 の促進に 関する法 律第6条 第1項第 1号から 第3号ま で及び第 5号に掲 げる基準 に適合し ていると



		認められたものである場合			認められたものである場合	
一戸建ての住宅		6,700円	8,600円	25,300円	10,100円	37,900円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円	4,000円	18,200円
住宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	5,400円	9,900円	3,600円	14,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	3,800円	7,500円	2,000円	11,300円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,400円	6,900円	1,900円	10,400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	2,800円	6,000円	1,600円	9,100円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,500円	5,500円	1,300円	8,300円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,200円	5,200円	1,100円	7,900円
	総戸数が	600円	1,900円	4,700円	900円	7,100円

300戸 を超える もの				
--------------------	--	--	--	--

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請  
手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準		増改築基準		
	申請に係る 長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合	申請に係る 長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	6,700円	13,500円	10,100円	20,200円	
一戸建ての住宅以	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	4,900円	4,000円	7,400円
	総戸数が5	2,400円	4,000円	3,600円	6,100円

外の住宅	戸を超え10戸以下のもの				
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,700円	2,000円	4,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	2,100円	1,900円	3,200円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	1,600円	1,600円	2,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	1,400円	1,300円	2,100円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	1,200円	1,100円	1,800円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,000円	900円	1,500円

別表第5の2及び別表第5の3を次のように改める。

## 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

### (1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合する	その他の場合

			ものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
	一戸建ての住宅		5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
		1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
		1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
		1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
		1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	411,500円
		1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
		1棟の申請戸数が300戸	185,100円	633,600円

	を超えるもの		
共用部分	床面積が30平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が30平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する

部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	床面積が300平方メートル	28,900円	157,300円	415,100円

ルを超え 2,000 平方メートル以内のもの			
床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	254,700 円	590,900 円
床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	332,600 円	724,700 円
床面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	399,800 円	854,200 円
床面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	469,000 円	975,000 円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、(1) 及び (4) の金額の合計額又は (2)、(3) 及び (4) の金額の合計額とする。この場合において、2 の (1) の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 2 の (1) の表の一戸建ての住宅の手数料の金額

	<p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p>	

### 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

#### (1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法に	その他の場合



		より技術的審査を受けたものである場合	
一戸建ての住宅		3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分	1棟の申請戸数が1戸のもの	18,900円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	38,200円
		1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,100円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,600円
		1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,800円
		1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,500円
		1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	219,500円
		1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	287,100円
		1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	335,300円
	共	床面積が30	6,000円

用 部 分	0平方メートル以内のもの		
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段そ

の他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	47,900円	131,200円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メ	17,300円	81,500円	210,400円

一トール以内のもの			
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	136,000円	304,100円
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	180,000円	376,100円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	217,200円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸</p>

	部分の手数料の金額 (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額 (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。	

別表に次の2表を加える。

別表第6（第2条関係）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	2の表に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能向上	3の表に定める金額。ただし、建築物のエネ

<p>関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>計画変更認定申請手数料</p>	<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>4の表に定める金額。</p>

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分 1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
	1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下の	10,100円	74,500円

	もの		
	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
	1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
	1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
	1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
	1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	411,500円
	1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メ	86,800円	303,000円

	一トルを超え 5,000平方メートル以内のもの		
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
  - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額



(2) 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円

床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	399,800円	854,200円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の

分の認定申請をする場合	表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
-------------	-------------------------------------------------------

備考
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p>

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一户建ての住宅	3,000円	18,900円	
共同住宅等	住戸部分 1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円
	1棟の申請戸数が1戸を超	6,000円	38,200円

	え 5 戸以下のもの		
	1 棟の申請戸数が 5 戸を超え 10 戸以下のもの	10,400 円	54,100 円
	1 棟の申請戸数が 10 戸を超え 25 戸以下のもの	17,300 円	76,600 円
	1 棟の申請戸数が 25 戸を超え 50 戸以下のもの	29,000 円	110,800 円
	1 棟の申請戸数が 50 戸を超え 100 戸以下のもの	52,000 円	160,500 円
	1 棟の申請戸数が 100 戸を超え 200 戸以下のもの	82,400 円	219,500 円
	1 棟の申請戸数が 200 戸を超え 300 戸以下のもの	104,100 円	287,100 円
	1 棟の申請戸数が 300 戸を超えるもの	111,100 円	335,300 円
共用部分	床面積が 300 平方メートル以内のもの	6,000 円	59,900 円
	床面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	100,100 円
	床面積が 2,	52,000 円	160,200 円

	000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
  - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共

用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	47,900円	131,200円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,400円
	床面積が2,000平方メートルを超え	52,000円	136,000円	304,100円

5,000平方メートル以内のもの			
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	180,000円	376,100円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	217,200円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。			

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分</p>

	以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p>	

#### 4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

##### (1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法	左記以外の評価方法により評価されたものである場合



				により評価 されたもの である場合	
一戸建ての住宅			5,000円	18,700円	36,800円
共同 住宅 等	住 戸 部 分	1棟の申請戸 数が1戸のも の	5,000円	18,700円	36,800円
		1棟の申請戸 数が1戸を超 え5戸以下の もの	10,100円	35,300円	74,500円
		1棟の申請戸 数が5戸を超 え10戸以下 のもの	17,300円	51,200円	104,800円
		1棟の申請戸 数が10戸を 超え25戸以 下のもの	28,900円	73,600円	147,500円
		1棟の申請戸 数が25戸を 超え50戸以 下のもの	48,400円	111,100円	211,900円
		1棟の申請戸 数が50戸を 超え100戸 以下のもの	86,800円	168,100円	303,800円
		1棟の申請戸 数が100戸 を超え200 戸以下のもの	137,400円	239,500円	411,500円
		1棟の申請戸 数が200戸 を超え300 戸以下のもの	173,600円	309,500円	539,600円
		1棟の申請戸 数が300戸 を超えるもの	185,100円	352,100円	633,600円
	共	床面積が30		10,100円	117,900円

用 部 分	0平方メートル以内のもの			
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円	541,700円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段

その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合			
	非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		28,900円	157,300円	415,100円

床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	399,800円	854,200円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた4の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に</p>

	<p>応じた4の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4)複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた4の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p>	

別表第7（第2条関係）

行政不服審査法関係手数料

手数料を徴収する事務	区分	交付の方法	手数料の金額
行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	1 文書又は図面の場合	電子複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
	2 電磁的		機器及びプロ 白黒の場合 1

	記録の場合	グラムにより用紙に出力したものの交付（日本工業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	枚につき 10 円 カラーの場合 1 枚につき 40 円
--	-------	-------------------------------------------------------	---------------------------------

備考

- 1 用紙の両面に使用するときは、片面を 1 枚として料金の額を算定する。
- 2 日本工業規格 A 3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格 A 3 判に相当する大きさを換算した枚数分の料金の額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。